

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		(週当たり時間) (Hours per week)									
国・地域 Country or region		1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	備考 ¹⁾
日本 ²⁾ (労働)	JPN	43.5	43.7	43.5	43.5	42.9	42.4	40.9	42.0	42.1	a, t
(毎勤, ILO)	JPN	37.8	38.0	38.5	38.7	38.7	38.2	36.0	37.7	37.4	a, e
アメリカ ³⁾	USA	41.3	41.3	40.7	41.1	41.2	40.8	*39.0	*40.2	*40.5	a, e
カナダ ⁴⁾	CAN	38.7	38.8	37.9	37.9	38.0	37.2	*36.6	*36.5	*38.1	b, e
イギリス ⁵⁾	GBR	42.2	41.3	40.6	40.7	40.9	*39.5	*38.8	*39.1	*39.1	b, e
ドイツ ⁶⁾	DEU	38.3	37.9	37.6	37.9	38.4	38.4	*36.8	*36.9	*38.1	b, e
フランス ⁷⁾	FRA	37.1	36.3	36.3	36.4	36.5	36.7	*37.0	*37.5	*37.9	a, e
スウェーデン ⁸⁾	SWE	37.6	37.9	37.4	37.2	37.2	37.1	*36.3	*36.6	*37.5	a, e
中国 ⁹⁾	CHN	—	44.7	51.1	50.4	49.4	47.9	48.5	49.0	—	a, e
香港 ¹⁰⁾	HKG	43.7	45.3	46.4	45.5	45.8	44.6	*45.0	*48.0	*45.0	a, t
韓国 ¹¹⁾	KOR	49.3	49.5	47.0	46.1	45.6	46.9	45.7	47.1	45.9	a, e
シンガポール ¹²⁾	SGP	49.3	50.0	50.2	50.5	50.6	50.2	*48.9	*50.8	*50.3	b, e
タイ ¹³⁾	THA	49.4	50.1	—	—	—	—	—	—	—	b, e
フィリピン ¹⁴⁾	PHL	46.9	44.9	47.5	46.9	46.6	47.4	*46.4	*47.5	*47.0	a, e
インド ¹⁵⁾	IND	46.5	47.2	47.2	46.9	—	—	—	—	—	a, e
オーストラリア ¹⁶⁾	AUS	38.8	38.6	38.1	37.9	37.6	37.7	*36.9	*37.6	*37.7	a, t
ニュージーランド ¹⁷⁾	NZL	41.8	37.0	38.0	37.8	37.5	37.3	*39.7	*40.5	*40.6	a, e

資料出所 日本: 総務省(2012.5)「労働力調査」, 厚生労働省(2012.2)「平成23年毎月勤労統計調査」
中国: 国家統計局(2012.3)「労働統計年鑑」, 韓国: 雇用労働部ウェブサイト(2012年11月現在)
その他: ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2012年11月現在

(注) *…暫定値。月間又は四半期データによる。

- 1) 最新年次における調査対象区分。a: 実労働時間, b: 支払労働時間, e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 上段の2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。下段は事業所規模30人以上。
- 3) 民間部門の生産労働者(管理職除く)を対象。
- 4) 時間外勤務を含む。2008年以前は賃金労働者(現場又は生産労働者)を対象。2011年は11月の数値。
- 5) 各年4月の数値。フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。1995年以前は北アイルランドを除く。2008年以降は主な仕事における第2四半期の平均値。16歳以上を対象。
- 6) 1995年は旧西ドイツ地域。2006年以前は賃金労働者を対象。
- 7) 2000年以前は各年3月, 2009年以降は第1四半期の数値。2008年以前は有業者方式, 2009年以降は労働力方式。
- 8) 2000年以前は鉱業、電気・ガス・水道業を含む。2009年以降は第1四半期。
- 9) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。各年11月の数値。2000年は2001年10月値。
- 10) 陸海軍人、施設従事者を除く。2009年以降は中位数。
- 11) 正規従業員10人以上の事業所を対象。2008年に統計手法の変更あり。
- 12) 2005年まで従業員25人以上の民間事業所のみ対象。1995年と2009年以降は各年9月の数値。
- 13) 各年3月の数値。時間外勤務を除く。2000年の欄は1999年の数値。
- 14) 従業員25人以上の事業所を対象。2009年以降は各年1月の数値。
- 15) 各年12月の数値。
- 16) 2000年の欄は1998年値。2009年以降は各年5月の数値。
- 17) 1995, 2009～2011年: フルタイム2人(相当)以上の事業所の雇用者を対象。1995年: 雇用者の支払労働時間。2000～2008年: 軍人を除く全労働者を対象。2009年以降: 各年5月の数値。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日: 休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しては通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。